

## 令和5年度 山鹿市看護師等修学資金貸与制度（募集要項）

### <制度の目的>

将来、山鹿市内の医療機関等において、看護師又は准看護師の業務に従事しようとする優秀な人材の育成を目的として、看護師等養成施設に在学するための修学に必要な資金の貸与を行い、医療機関等における看護師等を確保し、地域住民の健康の維持及び増進を図ります。

### 1 応募資格（次のいずれにも該当する者）

- (1) 令和5年4月現在、看護師・准看護師の養成施設に入学予定または在学している者（高等学校における5年一貫教育の場合は専攻科に在学している者）
- (2) 将来山鹿市内の医療機関等において看護職員として勤務する意思がある者
- (3) 他の修学資金の貸与（熊本県看護師等修学資金貸与条例の規定による貸与を除く。）を受けていない者

### 2 貸与の額

区分	養成施設の設置者	貸与の額（月額）
看護師	国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方公共団体（以下この表において「国等」という。）	35,000 円
	国等以外の者	40,000 円
准看護師	国等	15,000 円
	国等以外の者	21,000 円

### 3 貸与期間

貸与決定日の属する年度の4月から養成施設を卒業するまでとし、48月を限度とする。

#### 4 募集人数

3名程度

#### 5 募集期間

**令和5年3月1日(水)から令和5年3月31日(金)まで**

提出する書類は直接持参(午前8時30分から午後5時まで受付を行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。)、又は郵送(簡易書留又は配達記録)での受付となります。

※ 郵送の場合は、**令和5年3月31日(金)**の消印のあるものまで受け付けます。

#### 6 提出書類 ※募集期間内に提出してください。

(1) 山鹿市看護師等修学資金貸与申請書(様式第1号)

※保証人の印は印鑑登録証明書と同じものを押印

(2) 住民票(謄本)の写し(世帯全員がわかるもの)

(3) 在籍する学校又は養成施設の長の推薦書(様式第2号又は別紙様式-1)

ただし、別紙様式-1については、様式第2号に記載できない場合

※ 学業成績については最終年度の成績証明書を添付

(4) 在学証明書又は入学する手続きを終えた者であることを証する書類

(5) 保証人の印鑑登録証明書及び収入に関する証明書

(6) 応募の動機等について(別紙様式-2)

(7) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※(1)と(3)については、山鹿市看護師等修学資金貸与条例施行規則に掲載

#### 7 被貸与者の決定

提出された書類を審査し、面接を行い、選考により貸与者を決定します。

決定後は、看護師等修学資金の貸与契約を締結します。

※ 面接の日時・場所等については、後日連絡します。

## 8 貸与の解除等

### (1) 契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除します。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められたとき
- ③ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

### (2) 貸与の休止

- ① 休学又は停学の処分を受けたときは、その休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで貸与を休止します。

## 9 返還債務の免除

貸与を受けた方が次のいずれかに該当することになった場合は、返還が免除されます。

### (1) 全額免除

- ① 養成施設を卒業した日から1年3か月以内に山鹿市内の医療機関等において看護師等として勤務を開始した日から起算して、修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間が満了するまでの間における勤務の期間が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき
- ② 期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため将来にわたり業務を継続することができなくなったとき

### (2) 一部免除

- ① 修学生が死亡、心身障害等により修学が困難と判断されたとき

- ② 養成施設を卒業した日から1年3か月以内に山鹿市内の医療機関等において看護師等として勤務し、その期間が全額免除の対象期間となる1.5倍に相当する期間に達しなかったとき

## 10 返還

- ① 学資金の貸与の決定を取り消されたとき  
② 養成施設卒業後1年以内に看護職員の免許を取得しなかったとき  
③ 養成施設卒業後1年3か月以内に山鹿市内の医療機関等において看護師等として勤務を開始しなかったとき

※ 返還が生じた場合は、山鹿市看護師等修学資金返還書（様式第8号）を提出してください。

※ 貸与期間内に返還することとし、原則毎月の返還（半年賦、年間賦、又は一括返還も可能です。）

## 11 その他

その他詳細につきましては、「山鹿市看護師等修学資金貸与条例」及び「山鹿市看護師等修学資金貸与条例施行規則」によります。

<お問合せ先・書類の提出先>

〒861-0531

熊本県山鹿市中 578 番地 （山鹿健康福祉センター内）

山鹿市福祉部 健康増進課

TEL : 0968-43-0050

FAX : 0968-43-1164

Mail : [kenkoh@city.yamaga.kumamoto.jp](mailto:kenkoh@city.yamaga.kumamoto.jp)